

財政援助団体等監査結果に係る
措置状況報告書

(令和5年10月)

東大阪市監査委員

東大阪監査公表第8号

令和5年10月10日

東大阪市監査委員

柴田敏彦

同

牧直樹

財政援助団体等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。

目 次

株 式 会 社 図 書 館 流 通 セ ン タ ー	1
教 育 委 員 会 事 務 局 社 会 教 育 部	14

財政援助団体等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市教育長 古 川 聖 登

2. 通知を受けた日

令和5年9月6日

3. 監査結果に関する報告

令和5年2月10日監報第6号 監査結果報告書

4. 監査の対象

株式会社図書館流通センター

各図書館共通事項

1 収支実績報告について

令和3年度収支実績報告書において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 支出の資料購入費のうち44万円が自主事業収支として計上されているが、この資料購入費の一部は、自主事業目的ではなく指定管理業務に係るものであった。

指定管理業務及び自主事業それぞれの収支実態を明確にするため、適正な収支実績を報告されたい。

- (2) 収入のうち、複写サービス収入及びその他収入の額が、基礎資料と一致していない。
適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
(1) ご指摘を踏まえ、収支実績報告の修正に取り組み、令和4年12月より適正な事務処理を行っています。
(2) ご指摘を踏まえ、収支実績報告の修正に取り組み、令和4年12月より適正な事務処理を行っています。

2 業務の再委託について

協定書において、指定管理業務を再委託する場合には、書面により市の承諾を得ると規定されている。

ところで、再委託に係る承認申請を行わないまま、業務を再委託しているものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済
ご指摘を踏まえ、令和5年1月より再委託申請手続きに取り組み、令和5年2月より適正に事務処理を行っています。

3 蔵書点検結果に係る決裁について

蔵書点検については仕様書に基づき、直近では令和4年5月に指定管理者が実施している。

点検で所在不明であった図書については除籍処理を行い、蔵書リストから削除している。

ところで、各図書館には令和4年度の蔵書点検及びその後の除籍処理に係る内部承認及び決裁を経たことが分かる文書が残されていない。

蔵書点検とその後の除籍処理は、図書館の中核をなす図書という資産の管理にとって非常に重要な行為であり、点検の結果は市に報告されているものの、蔵書点検及びその後の除籍処理の適正性を明らかにするため、文書による承認、決裁を行われたい。

措置内容

措置済
ご指摘を踏まえ、文書による決裁手続きに取り組み、令和5年2月より適正な事務処理を行っています。

4 さすまたの使用訓練について

各図書館では利用者等の安全確保のため、さすまたを2本ずつ備え置いている。

ところで、各図書館において、さすまたの使用訓練が実施されておらず、また、保管場所についても課題が見受けられた。

使用訓練を実施するとともに、保管場所を再検討し、緊急時に使用できるようにされたい。

措置内容

措置済
ご指摘を踏まえ、保管場所を再検討した上で、さすまたの使用訓練に取り組み、令和5年6月より適正な事務処理を行っています。

花園図書館

1 施設の管理について

- (1) 屋上ドレン（排水口）に泥がたまっており、雨水等の排水を疎外するおそれが高い箇所が見受けられた。

雨漏りを防ぎ、施設利用に支障なく、かつ、長期にわたる使用に供するため、屋上ドレンに泥やコケ等がたまっていないかを確認し、適宜清掃を行われたい。

- (2) 複数設置されている手動式の排煙窓を開閉するためのハンドルが取り外され、その所在が不明となっており、排煙窓の開閉点検が実施されていない状況にあった。

排煙窓は火災発生時等に利用者等の安全を守る重要な設備であり、ハンドルの所在を調査の上、開閉点検を定期的に行われたい。

措置内容

措置済
<p>(1)</p> <p>ご指摘を踏まえ、屋上ドレンを含めて雨水等の排水を行う箇所の点検・清掃に取り組み、令和4年12月より適正な管理を行っています。</p> <p>(2)</p> <p>ご指摘を踏まえ、ハンドルの所在を確認の上、手動式排煙窓の点検および修理を行い、令和5年3月より適正な事務処理を行っています。</p>

2 避難器具の使用に係る予行訓練について

火災発生時の避難器具である救助袋が3階ベランダに設置されていた。救助袋による避難方法は、まず保管器具から救助袋を取り出し、これをベランダから地面に下ろした上で、救助袋を通して利用者等が地面に避難するものである。

ところで、救助袋をベランダから地面に下ろす箇所については、地面が柵と塀に囲われるとともに、足元に金網が張られており、避難に適さないおそれがある状況となっている。

利用者等の安全確保のため、避難器具について予行訓練を実施し、実際に避難可能な状況にあるか検証されたい。

措置内容

措置済

ご指摘を踏まえ、避難器具の設置場所について問題ないこと、柵の改修により避難経路が改善できること、他に適した着地点が見つからないことを消防署と確認し、柵の改修工事を実施し、避難可能な状況にあることを確認しました。

永和図書館

1 指定管理期間前の経費について

図書館の指定管理期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までとなっているが、指定管理期間前に業務履行が完了した経費が、指定管理業務に係る経費として令和3年度収支実績報告に計上されている。

指定管理期間前に発生した経費は、指定管理業務の収支実績報告に計上するべきではない。適正な事務処理をされたい。

措置内容

措置済

ご指摘を踏まえ、収支実績報告の修正に取り組み、令和4年12月より適正な事務処理を行っています。

2 施設の管理について

施設内に監視カメラが設置され、事務室にモニターが設置されている。

ところで、事務室のモニターに映像が映らないものが半数程度見受けられた。

利用者等の安全確保のため、早期の修繕を検討されたい。

措置内容

措置済
ご指摘を踏まえ、装置の確認・修繕を行い、令和5年1月より機器が正常に動作することを確認しております。

四条図書館

1 自主事業に係る経費について

令和3年度収支実績報告書において、自主事業の一部が指定管理業務の費用として計上されていた。

指定管理業務に係る収支実績報告は、その実施状況を評価する重要な基礎情報となることから、自主事業に係る費用は自主事業の収支実績として区分し、適正な収支実績を報告されたい。

措置内容

措置済

ご指摘を踏まえ、収支実績報告の修正に取り組み、令和4年12月より適正な事務処理を行っています。

2 避難経路の確保について

図書館は市民が多く利用する施設であり、利用者等の安全のため、災害発生時の避難経路の確保が重要である。しかしながら、閲覧室内にある避難経路から施設外に避難するための扉の鍵が施錠されており、さらに、当該鍵の所在が不明となっている。

扉の開閉が可能となるよう早急に対応されたい。

措置内容

措置済
ご指摘を踏まえ、現状の扉の鍵はその所在が確認できましたので、令和4年12月より安全な避難経路を確保しております。

永和図書館大蓮分室(移動図書館含む)

1 分室における図書の管理について

大蓮分室においては、旧大蓮行政サービスコーナーの建物を第2書庫として使用している。

同書庫は書庫利用を目的として設置されたものでなく、温度や湿度、日当たりなど、本来は図書の保管に適さない建物であり、保管している図書にカビが生えているものが見受けられた。

市で1冊しか所有していないなど貴重な図書等は別の書庫や図書館等で保管するなど、図書の管理方針を検討するとともに、保管環境の向上を図られたい。

措置内容

措置済

ご指摘を踏まえ、除湿器の設置や除架・除籍の定常的实施など第2書庫の運用改善に取り組み、令和5年1月より適正な事務処理を行っています。

2 移動図書館における図書の管理について

大連分室では移動図書館の管理を行っているが、移動図書館として使用しているバスの老朽化が進行している。バスは天井が一部破損しており、雨漏りがあるなど図書の保管には好ましくない状況にある。

貴重な図書等は別の書庫や図書館等で保管するなど、図書の管理方針を検討されたい。

措置内容

措置済

ご指摘を踏まえ、令和 5 年 2 月に移動図書館で提供する図書の管理方針の見直しに取り組み、貴重な図書等は別の書庫や図書館で保管するようにしました。今後は移動図書館車の修繕を適宜行い、適正な移動図書館の運営を行ってまいります。

財政援助団体等監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市教育長 古 川 聖 登

2. 通知を受けた日

令和5年9月6日

3. 監査結果に関する報告

令和5年2月10日監報第6号 監査結果報告書

4. 監査の対象

教育委員会事務局 社会教育部

社会教育課

1 備品の管理について

協定書において、指定管理者が管理する備品（以下「管理備品」という。）を定め、これを指定管理者に無償で貸し付けている。

ところで、当該管理備品について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 財務規則第 193 条において、備品については、備品整理票をはり付けるなどにより、品名、整理番号を表示しなければならないと規定されているが、管理備品に品名等を表示していないもの。
- (2) 前指定管理者が指定管理委託料を財源として購入し、指定管理期間終了後、市に譲渡された備品について、管理備品に定めていないもの。
- (3) 何らかのデータが保存されている可能性のあるパソコンが、使用できない状態で置かれたままになっているもの。

措置内容

一部措置済

(1) 令和 5 年 1 月より備品一覧表の見直し作業をおこなっております。現在は、備品一覧表と現物と照らし合わせる作業を行っているところです。整理後、備品整理票をはり付ける予定です。

(2) 備品一覧表と現物と照らし合わせ、一覧表の見直し作業を行っているところです。

(3) 社会教育課で引き取った後、令和 5 年 3 月に廃棄処理をしました。

2 図書整理期間について

図書館の重要な管理資産である図書の棚卸については、仕様書に図書整理期間を規定し、毎年度、指定管理者により行われている。

- (1) 協定書締結前に開催されたモニタリング会議において、指定管理者から令和4年度の実施日について事前報告を受け、これを承認したにもかかわらず、協定書に反映していない。

この日数は開館日に影響を及ぼすものであり、モニタリング会議での合意に基づく協定を締結するとともに、締結後に管理業務の内容を変更する場合は、協定書の規定に基づき書面によりこれを交わされたい。

- (2) 仕様書に規定している図書整理期間は、全日が蔵書点検に充てられており、さらに、分室においては開館日に蔵書点検を行っている。

開館日での実施は十分な点検が行えない要因となり得るものであり、また、図書整理日には蔵書点検のみならず、図書館のレイアウト変更を実施することで利用者満足度の向上が図られると考えられる。今後は、図書館の実態に応じた日数を指定管理者と協議し、仕様書に規定されたい。

改善中

(1) 協定書締結時点では、休館日程が確定せず、仕様書に規定することができなかったため、令和5年度の図書整理期間については、令和5年8月28日に図書整理に伴う休館日の依頼書を受領し、令和5年9月5日付の承認書にて承認いたしました。

(2) 令和5年度の図書整理期間について、協定書締結時点では、休館日程が確定せず、仕様書に規定することができなかったため、(1)の依頼書を受領及び承認しました。今後も、適正な期間の図書整理を実施し、利用者満足度の向上が図られるよう努めます。

3 施設の管理について

花園図書館の管理について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

- (1) 2階に設置された排煙窓を閉じるための電動設備が故障しており、開閉点検が実施できない状況となっている。

排煙窓は火災発生時等に利用者等の安全を守る重要な設備であり、早期の修繕を検討されたい。

- (2) 3階視聴覚室に設置された天井吊りプロジェクターが故障しており、必要な場合は代替のプロジェクターを使用している。

3階視聴覚室の今後の在り方を踏まえた対応方針を検討されたい。

措置内容

改善中

(1) 令和5年度から保全計画に基づく施設改修工事を実施しており、その中で排煙窓についても修繕を行う予定です。

(2) 天井吊りプロジェクターにつきましては、型式が古く、修理をしても現在流通しているメディアに十分対応できないことから施設改修工事で撤去予定であり、現在使用しているポータブル型のプロジェクターを継続して使用していきたいと考えています。